

道民提案の検討・整理状況 (集計表)

参考資料1

＜ 合計 288件 = 当初分 248件 + 追加分 40件 ＞

(第16回提案検討委員会終了時点)

分野	【 合 計 】			【特区提案として検討すべきもの】					【特区提案によりなくとも対応可能なもの】	
	A+B 道民提案数	a+b (項目数)	番 号	A 道民提案数	a (項目数)	検 討 結 果			B 道民提案数	b (項目数)
						答申につな がったもの	第3回答申 に向け検討	保 留 中		
						第1回	第2回			
A 地域医療対策	43	28	N0. 1～N0. 24 N0. 205～N0. 208	31	14	3 (3)	0	11	12	14
B 農林水産業の振興	30	24	N0. 25～N0. 46 N0. 209～N0. 210	14	8	3 (3)	2 (2)	4	16	16
C 土地利用規制	14	8	N0. 47～N0. 52 N0. 211～N0. 212	13	6	3 (1)	3 (1)	3	1	2
D 経済振興対策	71	59	N0. 53～N0. 100 N0. 213～N0. 223	47	34	6 (5)	6 (5)	14	24	25
E 雇用対策	6	5	N0. 101～N0. 105	0	0	0	0	0	6	5
F 環境保全	16	16	N0. 106～N0. 120 N0. 224	5	6	2 (1)	2 (1)	3	11	10
G 子育て支援	2	2	N0. 121～N0. 122	0	0	0	0	0	2	2
H 地域振興対策	81	74	N0. 123～N0. 184 N0. 225～N0. 236	18	17	0	0	9	63	57
I 教育・学校	13	13	N0. 185～N0. 192 N0. 237～N0. 241	2	2	0	0	2	11	11
J 福祉	8	9	N0. 193～N0. 200 N0. 242	4	4	0	0	1	4	5
Z その他	4	4	N0. 201～N0. 204	0	0	0	0	0	4	4
合 計	288	242		134	91	17 (13)	4 (4)	27	154	151
(内訳)	当初分	248	N0. 1～N0. 204	106	65	13	4	35	142	139
	追加分	40	N0. 205～N0. 242	28	26	4	0	12	12	12
(構成比)	100.0%	100.0%		46.5%	37.6%				53.5%	62.4%

☆ 答申と上記表「答申につながつたもの」欄の項目数との関係について ↑ () 内は答申数を内書き

① 第1回答申 (3分野) 5項目のうち、【水道法】を除く4項目

【札幌医大定員自由化】(N0. 1)、【労働者派遣法】(N0. 5)、【地方公務員派遣法】(N0. 6)、【JAS法】(N0. 36)

② 第2回答申 (3分野) 11項目のうち、【町内会事業法人制度】・【法定受託事務の自治事務化】を除く9項目 (当初分と追加分で提案が重複していることや、複数の提案から一つの答申につながつていることにより、第2回答申の集計値は上記表では13項目となっている)

【国土利用】(N0. 49, 50, 211)、【人工林資源】(N0. 39)、【森林関係審議会】(N0. 38)、【廃棄物処理法】(N0. 113, 114)、【特定免税店制度】(N0. 56, 217)、【国際観光振興業務特別地区】(N0. 214)、【企業立地促進法】(N0. 213)、【外国人人材受入れ】(N0. 63)、【地域限定通訳案内士】(N0. 53)

道民提案の検討・整理状況 [288件(当初分248件、追加分40件)]

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数	検 討 結 果						関連提案番号 〔 〕は関連する等申請項目			
							特 区 提 案 として 検 討 す べ き も の		特 区 提 案 に よ ら な く て も 対 応 可 能 な も の							
							答 申 済 み	第 3 回 答 申 に 向 け 検 討	保 留 中	国 の 専 断	現 行 法 令	現 行 策 略		そ の 他		
A 地 域 医 療 対 策	医療従事者の地域偏在正策	地方勤務医養成 地方勤務医確保	医療大学の定員増・地域枠導入	1	医科大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる意欲のある人材を優先的に入学させる。 研修医等に地方病院勤務を義務づける。	4	4	①						1007A,1061A,2006A,3063A 【①札幌医大定員自由化】 2006A*2015A		
			地域での臨床研修義務化	2		2	1			○						
			潜在医師・外国人医師の招致	3	第一線を退こうと考えている医師や「臨床研修制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	3									1002A,2006A*,3028A,3069A
			医療機関のグループ化	11	中核病院と中小病院をグループ化し、中核病院から中小病院への医師派遣を行う。	2	1				○				2006A*3064A	
			期間限定交代制の導入	4	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。	2	1			○					1043A,2006A*	
			医師派遣の円滑化	5	病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関の医師数が減算されない措置を講ずる。	3	0	①							2022A*,2026A*,2030A* 【①労働者派遣法】 3106A 【①地方公務員派遣法】 1223A	
			道職員医師の民間病院派遣	6	へき地の医師不足解消のため、地方自治法により職員の派遣を、医師に限り民間に派遣可能とする。	1	1	①								
			医師、看護師等医療従事者の需給調整	205	医師、看護師等医療従事者の需給調整を知らせる。	1	1							○		
			診療報酬の特例措置	7	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるように特例措置を設ける。	2	1			○						2006A*,3061A
			看護学校の定員増・奨学金拡充	8	地域の看護師不足に対処するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3	3			○						2019A,2027A,2031A
	看護職員確保	養成施設指定権限移譲等	9	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1	1			○						1008A	
		保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	206	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知らせる。	1	1			○						1226A	
		外国人材受入れの促進	10	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員とされるようにする。	1	0			○						1033B*	
		標準医師数の算定方法緩和	12	地域の実態に応じた算定とともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和・延長する。	9	9			○						2018A,2020A,2022A,2025A,2026A,2028A,2030A,2032A,3036A	
		看護職員の配置基準緩和	13	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5			○						2019A*,2021A,2023A,2024A,2027A*,2029A,2031A*,2033A 1225A	
その他	遠隔地等での医療補完体制整備	医療従事者の配置	病院、診療所の人員及び施設の基準	207	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	1	1		○							
			緊急通報システム整備	14	へき地、過疎地など、少数集落地域全世帯に対して緊急通報システムを整備する。	1	1						○	3019A		
			医療チームの出向	15	患者の家族が行動不可能な場合など、速やかに医療チームが出向し、診療や処置を行う。	1	1							○	3020A	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数 重複 除く	検 討 結 果					関連提案番号 、〔 〕は関連する番号項目	
							特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらなくても 対応可能なもの			
							答申 済み	第3回答 申に向け 検討	保留 中	国の 専掌	現行 法令 施行		現行 施策 その他
A 地域医療対策	その他	遠隔地等での医療補完体制整備	通院費補助	16	通院に要する交通費の割引や無料化を行う。	1						3021A	
			バイタルチェックの常駐	17	病院から遠隔地に妊婦などの患者がいる場合、バイタルチェックを常駐させる。	1				○		1044A	
		施設の整備等	施設基準の緩和	18	病院を無床診療所と介護老人保健施設へ転換する際の共用部分認定を拡大し、転換時負担を軽減する。	1				○		2011A	
			小児科、産婦人科、歯科設置	19	地域に必要な身近な医療として、小児科、産婦人科、歯科を設置する。	1	0					○	1043A*
			学校と病院の併設	20	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0				○		1047H*
	その他	その他	私立病院の空き病棟の有効活用	21	私立病院の空き病棟を有効利用する。	1					○	1049A	
			医師確保対策の強化	22	医療対策協議会の実効性を確保するため、知事権限を強化し、医師確保対策を推進する。	1					○		3035A
			医療対策協議会における知事の指示権限	208	医療対策協議会の議長に知事の就任を義務付け、知事に指示権限を与えるようにする。	1					○		1224A
			救急車の出動理由の公表	23	救急車の不正利用を減らすため、救急車の出動理由の公表を制度化し、世論に開く。	1						○	1045A
			予防医療と家庭医制度の促進	24	予防医療を重視するとともに、一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出する。	1						○	3092A
B 農林水産業の振興	農業の振興	農業生産力の向上	課税の免除	25	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。	3			○			1010B,1014B,3055B	
			目標設定・体制整備	26	自給率の引き上げや農政センターの充実強化などにより、北海道を日本の食料支援センターにする。	4					○		3002B,3013B,3014B,3016B
			外国人材受入れの促進	27	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人材材の受け入れ規制を緩和する。	1						○	1033B
			教育機関整備・資格制度導入	28	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度など制度的な参入支援を行う。	1					○		1016B
			新規就農者の認定緩和	29	農業を志す者に、当初、農地を借地として提供し、当分の間世話役が指導する。	1					○		4009B
	その他	その他	遊休農地を活用した燃料生産	30	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4			○				1017B,3037B,3066B,3078B
			ふゆみずたんぼ	31	遊休農地で自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行い、農業の振興などを図る。	1					○		3065B
			雪氷冷熱倉庫の建設促進	32	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1					○		1015B
			自家用貨物自動車の車検延長	33	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1						○	1086B
			その他										

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数 重複 除く	校 討 結 果					関連提案番号 〔 〕は関連する審申項目	
							特 区 提 案 として 検討すべきもの	特 区 提 案 によらなくても 対応可能なもの	国 専 掌	現 行 法 令	現 行 施 策 他		
													答 申 済 み
B 農 林 水 産 業 の 振 興	農業の振興	その他	農業、漁業への公的保証	34	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業について信用保証協会の公的保証を認める。	1	1				○	3068B	〔 〕は関連する審申項目
			オーガニック認定制度の制定	35	農産物や食肉、乳製品など、厳しい条件をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。	1	1			○	3104B		
			JAS法の監督指示権限	36	事業者が複数都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲。	2	2	①			3108B,4014B 【①JAS法】		
			森林管理の一元化	37	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効利用を図る。	1	1		○		3004B		
	林業の振興	資源の有効活用	国有林・道有林の維持管理の一元化	209	国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○		1219B		
			地域森林計画	38	地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	1	②			4016B 【②森林関係審議会】		
	水産業の振興	水産業の安定化	道計画・市町村計画の統合	39	道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。	1	1	②			4017B 【②人工林資源】		
			操業調整の期間短縮	40	指定漁業の許可権限の移譲を受け、知事が一元的に許可を行い、操業調整の期間短縮を図る。	1	1		○		2013B		
			養殖水産物の密漁取締	41	密漁の罰則が弱く実効性に欠けるため、密漁の防止や取締罰則規定を条例で制定できるようにする。	1	1		○		1011B		
			密漁の取締、罰則	210	密漁の取締り、罰則を条例で定めるようにする。	1	1		○		1214B		
C 土 地 利 用 規 制	土地利用一般	土地の有効活用	養殖・栽培技術の向上	42	流水、低気圧にも負けない養殖や栽培技術の向上し、安心して仕事できる環境を整備する。	1	1				○	3017B	
			外国人材受入れの促進	43	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人材の受け入れ規制を緩和する。	1	0				○	1033B*	
			農業、漁業への公的保証	44	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	0				○	3068B*	
			外国漁船の水揚げ規制緩和	45	加工原料を確保するため、外国漁船でも日本の港に水揚げできるようにする。	1	1			○		3067B	
			雪水冷熱倉庫の建設促進	46	雪水冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	0				○	1015B*	
			用途制限の緩和	47	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街地調整区域などの用途制限を緩和する。	2	2			○		3005C,3010C	
土地利用規制	地方裁量範囲の拡大	未使用国有地・道有地の活用	48	未使用の国有地・道有地の有効活用を図る。	1	1				○	3025C		
		農地転用許可等の権限移譲	49	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	②				2008C,2010C,2034C,3041C 【②国土利用】		
			企業誘致のための農地転用許可権限の移譲	211	企業誘致促進のため、4ha超の農地転用にについても知事許可とする。	1	1	②				4201C 【②国土利用】	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数 重複 除く	検 討 結 果					関連提案番号 【 】は関連する答申項目	
							特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの				
							答申 済み	第3回答 申に向け 検討	保留 中	国の 専断	現行 法令		現行 施策
C 土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	保安林に関する権限移譲	50	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定及び解除権限の移譲を受ける。	3	②						2009C,4008C,4018C 【②国土利用】
			国の関与の縮小	51	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に関する国の関与を縮小する。	2		○					2004C,2007C
			土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止	212	土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	1		○					1216C
			農地取得下限面積の引き下げ	52	農地取得の下限面積を引き下げる。	1	0			○			3041C*
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致の解消	国際観光の振興	53	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	②						3038D【②国際観光振興業務特別地区】、【②企業立地促進法】、【②地域限定通訳案内士】
			企業誘致での投資減税対象となる業種の基準等	213	企業誘致で投資減税の対象となる業種の基準及び計画の認定を条例で定めるようにする。	1	②						1229D 【②企業立地促進法】
			国際観光振興業務特別地区設定による投資減税	214	国際観光振興業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	②						1230D 【②国際観光振興業務特別地区】
			カジノの振興	54	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	3		○				3047D,3050D,3071D,3074Z*
			(小樽市への)カジノの設置(誘致)	215	カジノを設置できるようにする。(小樽市が魅力溢れる観光地であり続けるために、観光振興策として、カジノの誘致を行う。)(小樽市に外国人のみ行う事ができるカジノを作り、F1を開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。)	3	3		○				1213D,1235D,3203D
			民宿・ファームインの活性化	55	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2		○				
			酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供	216	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	1	1		○				1232D
			特定免税店制度	56	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	②					1022D,3077D 【②特定免税店制度】
			国際観光振興業務特別地区設定による関税なしの販売	217	国際観光振興業務特別地区を設定で関税なしの土産品を販売できるようにする。	1	1	②					1231D 【②特定免税店制度】
			CIQ業務の一部移管	57	CIQ業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	1				○		1029D
			空港・港湾でのCIQ業務	218	空港・港湾でのCIQ業務を知事ができるようにする。	1	1				○		1228D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数 重複 除く	検討結果					関連提案番号 【 】は関連する寄申項目	
							特区提案として 検討すべきもの						
							答申 済み	第3回答 申に向け 検討	保留 中	国の 専掌	現行 法令 対応可能なもの		その他
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致	ビザ発給要件の緩和	58	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数増加の発給を行う。	2	2		○			1030D,1034D	
			中国元両替所の増設	59	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	1	1			○		1035D	
			道路標識の統一	60	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1				○	1041D	
			国際免許規定の変更	61	道内を外国人が運転できるようにする。	1	1					1057D	
			長期滞在型可能地域	62	北海道を長期滞在型の避暑・観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	1	0				○	3071D*	
			外国人入材受入れの促進	63	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	1	②				1031D,1033B* 【②外国人入材受入れ】	
	その他	金融市場の 活性化	自家用車による旅客 共同送迎	64	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1		○			1036D	
			有料顧客送迎に係る 権限移譲	65	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1		○			4006D	
			金融自由化	66	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2		○			3048D,3049D	
			新総合金融市場の創設	67	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	1		○			3070D	
			北海道為替市場創設	219	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を創る。	1	1		○			1205D	
			陸上・海上・航空運賃の低減	68	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	2	1					○	1003D,3029H*
	物流・人材 移動の 活性化		自由貿易地域指定	69	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIG業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2		○			1024D,2012D	
			地方港のセーフティ ネット	70	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。	1	1					○	1023D
			高速道路の最高速度	71	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1				○		1072D
			トラックコンテナの国際 基準化	72	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1			○			1075D
			船用コンテナの国際 基準に則した牽引車 両の導入	220	トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接つめるようにし、コスト削減による競争力の向上を図る。	1	1			○			1210D
			稚内の一部をロシア にレンタル	73	稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの交易の窓口やビジネスの拠点とする。	1	1				○		3101D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数	検 討 結 果						関連提案番号 〔 〕は関連する審申項目		
							特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
							重複 除く	答申 済み	第3回答 申に向け 検討	保 留 中	国 の 専 掌	現 行 法 令		現 行 施 策 其 他	
D 経済振興対策	その他	空港の活性化	新千歳空港の貨物受け入れ	74	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1					○	1074D		
			空港の一括管理	75	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2		○				3075D,3107D		
			千歳空港のハブ空港化	221	千歳空港をハブ化し離着陸の料金を下げ、世界に通用する空港を目指すし、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1		○				1204D		
			酒造免許付与権限の移譲	76	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2			○			1080D,2014D		
	地域産業育成		加工場の建設	77	コメ、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。	1	1						○	3015D	
			コメ粉のPR	78	コメ粉の販売について一般にあまり報道されていないため、PRを行う。	1	1							○	3018D
			食品の機能成分表示制度	79	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1				○				1019D
			自家用貨物自動車の手続き延長	80	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1			○					3009D
	企業等誘致		大型店と商店街の共存共栄	81	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	1	1							○	3046D
			リサーチ＆ビジネスパーク	82	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	2	2						○		1020D,1026D
			ものづくり産業	83	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	1	1					○			1021D
			産学官連携研究施設	84	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の際や研究者に対する税の減免を行う。	1	1						○		1037D
	IT産業振興		他の道州との差別化	85	産業・経済・教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・人材を誘致する。	1	1						○		3098D
			企業の研究所の誘致促進	86	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	1	1						○		3102D
			中国人短期滞在ビザ免除	87	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1				○				1032D
			最適資源配分	88	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組みを構築する。	1	1							○	1039D
タウン		法定3カ月点検の撤廃	89	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1					○			1078D	
		需給調整	90	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1					○			1079D	
		Park&Rideの推進	91	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	0							○	3095H*	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数	検討結果					関連提案番号 〔 〕は関連する番号項目			
							特区提案として 検討すべきもの	特区提案によらずとも 対応可能なもの							
								答申 済み	第3回答 申に向け 検討	保留 中	国の 専掌		現行 法令	現行 施策	その他
D 経済振興対策	その他	その他	時差の導入	92	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を運動させる。	3	1		○				3048D*、3049D*、3073D		
			サマータイムの導入	93	サマータイムの本格実施を行う。	2	2		○					1038D、3045D	
			自動車等の潜在需要掘り起こし	94	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分けの人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2		○					3053D、3079D	
			バイオ関連研究施設の機能発揮	95	道内のバイオ関連の研究所の機能の総合的な発揮を図るための制度創設や措置を行う。	1	1					○		1025D	
			不動産短期賃貸借契約の簡便化	96	短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1			○				1040D	
			不動産仲介報酬基準の見直し	97	営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。	1	1					○		1077D	
			理容師・美容師の垣根撤廃	98	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1		○					1081D	
			減価償却年数の自由設定	99	不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。	1	1						○	1082D	
			法人の経営安定基金認可	100	課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。	1	1							○	1085D
			路線バスの合理的運行による経営改善	222	路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを利用できるようにする。	1	1			○					1209D
E 雇用対策	労働環境の整備 雇用・就業機会の確保		地域通賃の導入等	223	道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通賃を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や変動国内地域通賃制などを導入する。	1	1		○				3202D		
			労働環境の整備	101	採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	3	3				○			1013E、3011E、3022E	
			在宅就労紹介センター一設置	102	老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置する。	1	1						○	3012E	
			耕作放棄地の活用	103	耕作放棄地での「ふゆみずたんぼ」や菜種の作付けにより、雇用の確保を行う。	2	0						○	3065B*、3066B*	
			高齢者層人財の活用	104	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては税控除等奨励策を強化、若年層時間外の規制。	1	1					○		3097D	
			国庫補助基準の緩和	105	シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以上→80人以上などに緩和する。	1	1							○	4015E
			エゾシカ被害の防止	106	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	1	1						○		1004F
F 環境保全	環境保全	自然環境保全 狩猟者の育成		107	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。	1	1					○		1005F	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数	検討結果							関連提案番号 【 】は関連する審判項目			
							重複 除く	特案提案として 検討すべきもの		特案提案によらずとも 対応可能なもの							
								査 済	第3回 審判 向け 検討	保留 中	国の 専断	現行 法令	現行 施策		その他		
F 環境保全	環境保全	バイオ燃料・リサイクル	バイオ燃料の普及促進	108	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1			○				1018F			
			バイオ軽油の非課税化	109	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1			○					1083F		
			遊休農地を活用した燃料生産	110	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0			○					1017B*,3037B*,3066B*,3078B*		
			バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税	224	バイオ燃料生産業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1			○					1234F		
		廃棄物・リサイクル	リサイクルゴミ	111	リサイクルゴミを、直接リサイクル企業に持ち込むことを許可する。	1	1									1056F	
			産廃事業所限定の弾力的運用	112	事業所限定のある8廃棄物について、地域の産業構造などを踏まえた弾力的な運用を可能にする。	1	1						○			4010F	
			一廃処理施設の設置要件緩和	113	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1		②						4011F	【②廃棄物処理法】	
			処理施設許可要件の条例委任	114	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消を図る。	1	1		②						4012F	【②廃棄物処理法】	
			地球温暖化対策	115	地球温暖化対策モデル地区を提唱し、バイオエタノールなどの取組を真っ先に推進する。	1	1							○	3003F		
			自家発電の高度利用	116	使用する電力分を自家発電するため、設備故障時の北電からの電力供給ができるようにする。	1	1								1065F		
			環境税の創設	117	大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担し、省エネ製品の製造者等は税制優遇する。	2	2								1067F,3087F		
			水道水のおいしい街選考	118	北海道版おいしい水ベスト10を選定し、環境保全の取組を拡大する。	1	1								1073F		
			北海道エコライフ宣言	119	「さっぽろエコライフ10万人宣言」を北海道全体の取組として推進し、優遇制度を設ける。	1	1							○	3072F		
			国より厳しいCO2削減目標	120	北海道内を走る自動車に対するバイオ燃料優遇。国より厳しいCO2削減目標の設定。	1	1								3100F		
G 子育て支援	子育て支援	子育て支援	育児短時間勤務制度の拡大	121	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前までに拡大し、義務化を図る。	1	1					○		1012G			
			男性の子育て参加支援	122	国と道との連携による、会社への指導、改善命令等により、男性の子育て参加を支援する。	1	1					○		3001G			
			政令市等の法定要件緩和	123	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	2	2							1009H,1042H			
			政令市、中核市の要件緩和	225	政令市、中核市の要件を緩和し、多くの市が移行できるようにする。	1	1							1233H			
H 地域振興	地方自治の強化	基礎自治体の強化	道から市町村への権限移譲	124	道の事務・権限移譲リストの第3区分（法改正を要する500権限）について国から道へ権限移譲する。	1	1						○	2017H			

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数 重複 除く	検 討 結 果					関連提案番号 〔 〕は関連する番号項目
							特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの			
							第3回答 申に向け 検討	保留 中	国の 専掌	現行 法令	現行 施策 その他	
H 地域振興対策	地方自治の強化	基礎自治体の強化	2重、3重行政の解消	125	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1		○			3006H
			市町村合併	126	札幌市〇〇区とするような特別立法を作る。	1	1			○		3026H
			役割明確化と基礎自治体育成	127	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	0					3083H*
			市町村議会に対する規制縮小	128	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	1	1					4001H
			市町村議会選挙の規制縮小	129	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	1	1					4002H
			道道の管理の特例	226	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようになる。	1	1	○				3204H
		役割分担の明確化	負担金制度の廃止	130	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1	○				3058H
			国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止	227	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする。	1	1	○				1217H
			2重、3重行政の解消	131	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0		○			3006H*
			役割明確化と基礎自治体育成	132	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	1					3083H
			1級及び2級河川の維持管理の一元化	228	1級及び2級河川の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○			1220H
			国道、道道の維持管理の一元化	229	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○			1221H
		住民自治の強化	住民投票	133	道や市町村でも住民投票を実施する。	1	1				○	3024H
			住民による条例提案・決定	134	一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	1	1			○		3033H
			地方政治に関する市民大学	135	地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。修了者は登録し行政参画機会を与える。	1	1					3082H
			投票権行使者への税控除	136	一定水準の投票率となり、政治への関心が高まるまでの措置として、投票権行使者の税控除を行う。	1	1					3086H
	自治体財政・会計の改善	独自課税制度	137	独自の課税制度を設ける。	1	1				○	3008H	
		複式簿記導入	138	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1				○	3040H	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数	検 討 結 果						関連提案番号 〔 〕は関連する番号項目			
							特 区 提 案 として 検 討 す べ き も の			特 区 提 案 に よ ら な く も の 対 応 可 能 な も の						
							答 申 済 み	第3回答 申 向 け 検 討	保 留 中	国 の 専 掌	現 行 法 令	現 行 施 策		そ の 他		
H 地 域 振 興 対 策	地 方 自 治 体 の 強 化	自 治 体 財 政 ・ 会 計 の 改 善	歳出科目の一部廃止	139	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1					○			3059H		
			第3セクターの破綻制度	140	自治体が設定した赤字限度額を超過した場合、会社更生法等を強制適用し、自治体破綻を防止する。	1							○	1084H		
			年度をまたぐ工事発注	141	公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的な工事費の縮減を図る。	1						○		4003H		
			超長期無利子市町村債	142	市町村が超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、当面の借金を凍結させる。	1							○	4004H		
			自動車車検時納税制度	143	新規登録時や車検更新時に納税することにより、滞納処分事務の軽減を図る。	1							○	4013H		
			財政改革	230	計量経済学のシミュレーションを用いて、財政政策の指針を決める仕組みを作る。	1							○	1202H		
			市民活動・ボランティア活動の活性化	領域拡大	144	市民活動等の対象となりうる行政業務の棚卸しと市民相談を定期的にを行い、計画的に移管する。	1						○		3084H ※ ②町内会事業法人制度	
				活動従事時間貯蓄制度	145	市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	1						○		3085H	
				地域の実態に即した基準設定	146	教員のへき地手当の級地区分について、地域の実態にあった基準とするため、条例で定める。	1							○	3039H	
			その他	教員のへき地手当の級地決定	231	教員のへき地の級地決定を条例で定めるようにする。	1								○	1215H
				道職員の意識改革	147	道州制に向けて職員の意識改革を行う。	1								○	3023H
				道と国との連絡体制の強化	148	地方行政連絡会議を充実させるため、議長である知事の権限を強化し、実効性を高める。	1							○		3034H
				地方行政連絡会議における知事の指示権限	232	地方行政連絡会議の議長である知事に指示権限を与えるようにする。	1							○		1218H
				施設の有効活用	149	水産系廃棄物リサイクル施設を再利用するとともに、補助金の返還金も町の新計画に充てる。	1								○	3027H
				ふるさと納税システム	150	住民税の一部をふるさとに納税できるシステムとし、一部の市町村に税金が集中しないようにする。	1								○	1063H
				基礎自治体連結会計の導入	151	北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入・歳出を評価する。	1							○		3090H
				行政サービス品質管理	152	すべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うためにISO9000を導入する。	1							○		3091H
				電子政府の充実化	153	紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁IT化を強力に進める。	1								○	3096H
				道立美術館の地方独立	154	道立美術館の運営に関して、地方独立化という選択が可能となるよう、権限の移譲を受ける。	1								○	4007H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数	検討結果						関連提案番号 【 】は関連する審判項目			
							重複 除く	特区政府として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								答申 済み	第3回審 判に向け 検討	保留 中	国の 専断	現行 法令		現行 施策	その他	
H 地域振興対策	地域防災対策	地域防災対策	電波の周波数割当	155	周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	1					○			3042H		
			除排雪車の課税免除	156	地方道の除排雪作業車に使用する軽油の課税免除を行う。	1							○	3056H		
			コミュニティFMの出力	157	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1					○			1051H		
			コミュニティFMの放送区域の拡大等	233	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。また、現在20w以下とされている電波出力を100w以下とすることを可能にする。	1					○			1211H		
			道路除雪の一元管理	158	大雪の際、道路状況が遅いすぎると、一元管理を行う。	1							○	1052H		
			プロパン供給の見直し	159	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	1						○		1069H		
			公共建築物の耐震改修	160	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特指指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	1							○	2035H		
			課税の免除	161	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2			○					2001H,2002H		
			基準の緩和	162	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。	2							○	2003H,2005H		
			減税措置	163	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	6								1001H,1070H,1071H,3030H,3031H,3032H		
			農地法の規制緩和	164	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとする。	1							○	2016H		
			移住促進	235	農地を農業従事者以外への取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。	1				○				1201H		
			自家用車の車検延長	165	自動車の性能向上や、故障のつと修理して利用する実態から、新車時から3年毎の車検とする。	1					○			1068H		
			一年車検の一部撤廃	234	まず最大積載量2t未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1					○			1203H		
			その他	166	JR・航空機の特別割引、食料品購入時の消費税免除などを行う。	4									3029H,3030H*,3031H*,3032H*	
			施設の整備・活用	余剰教室・廃校施設	167	施設の有効活用を図るため、補助事業により取得した建築物の処分制限期間を短縮する。	2								○	1006H,1055H
				自転車専用レーン	168	町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。	1							○		3051H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数 重複除く	検討結果					関連提案番号 []は関連する審判項目
							特区提案として 検討すべきもの	特区提案によらずとも 対応可能なもの	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その他
							答申 済み	第3回答 申に向け 検討	保留 中			
H 地域振興対策	地域活性化	施設の整備・活用	高速道路	169	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1				○		3054H
			学校と病院の併設	170	学校と病院を同一建物で併設する。	1				○		1047H
			有料サーキット	171	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	1				○		3080H
			住宅に関する建築基準法	172	高断熱高気密の住宅、300年にもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1					○	3052H
			既存不適格建築物の活用	173	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	1						4005H
	その他	独自の整備・活用	水道法	174	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1			○			3057H
			その他	175	道路の法定速度、車幅、積載量の特例を設ける。	1					○	3007H
			道路交通法の特例（高速道路の制限速度）	236	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限速度を70キロとする。	1			○			3201H
			都市再生緊急整備地域の指定	176	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1			○			3043H（検討結果欄「その他」→「継続検討」に変更）
			中心市街地活性化法の指定	177	中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	1				○		3044H
	その他	軽微な交通違反の特例措置	旅館業法適用除外措置	178	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	1						1046H
			旅籠業法適用除外措置	179	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、宿泊体験をしやすいとする。	1				○		1076H
			コミュニティFMの出力	180	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200wまでとする。	2				○		1051H※、3081H
			対外輸入関税・国内移入関税	181	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。	1					○	3088H
	その他	生活様式・多様化の促進	生活様式・多様化の促進	182	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	1						3089H
			一極集中都市化の解消	183	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1					○	3094H
			Park&Rideの推進	184	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1						※ ②町内会専任法人制度 3095H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数 重複 除く	校 討 結 果						関連提案番号 〔 〕は関連する審申項目			
							特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの							
							答申 済み	第3回答 申に向け 検討	保留 中	国の 専掌	現行 法令	現行 施策		その他		
I 教育・学校	教育・学校	教育・学校	小学校での英語必修	185	義務教育期間の必修学科を北海道が独自に決定できるようにする。	1							○	1027i		
			学校と病院の併設	186	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0				○				1047A*	
			教育の見直し	187	地域が将来めざす方向に教育内容もそうとができる特例措置を設ける。	2	1							○	1027i*,1053i	
			青春時間	188	学校の夏の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	1			○					1087i	
			学校間格差解消のための学校の長期休業の活用	237	夏休み・冬休み期間の小中学校の校舎開放を行い、児童生徒の学習の場を設け、子供たちの学力の底上げを図る。	1	1					○			1206i	
			学力・学習状況調査の実施	238	国語・算数・理科・社会の4教科について、小学校5年生から中学校3年生までを対象とした、学力・学習状況調査を行う。	1	1							○	1207i	
			小学校の教師の教科担任制	239	小学校の教師は全教科の授業を行っているが、向き不向きな教科もあると思われるので、教科担任制度を行う。	1	1					○			1208i	
			社会保険労務士による道立高校での講義	240	高校生に働く上で必要な知識を身につけてもらうため、特別カリキュラムにより、社会保険労務士が道立高の非常勤講師として授業できるようにする。	1	1					○			1212i	
			研究開発学校の指定	241	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	1	1			○					1222i	
	大学	国立大学法人の予算確保手段拡充	189	国立大学法人等の予算確保のため、起債等資金調達手段の多様化を図る。	1	1							○	1028i		
		アジア学生受入制度の創設	190	卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件に、アジアの学生を無償で受け入れる。	1	1						○		3103i		
	給食	給食に道内食材を利用	191	小中学校の給食に道内食材を利用する。	1	1							○	1058i		
		給食費未納対策	192	払えるのに払わない人への罰則適用や税金のような給与徴収方式の導入などを行う。	2	2						○		1059i,1060i		

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数	検 討 結 果						関連提案番号 〔 〕は関連する審申項目			
							特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらなくとも 対応可能なもの						
							答申 済み	第3回答 申に向け 検討	保留 中	国の 専掌	現行 法令	現行 施策		その他		
J 福 祉	福 祉	福 祉	孤児施設の一元化	193	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれて いる孤児施設の一元化を行う。	1	1				○		1064J			
			寄付金の損金処理制 度	194	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を 支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1			○			1066J			
			介護福祉費の適正化	195	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制 度、保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	1	1						○	3093J		
			カジノを取り入れた老 人施設	196	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ 高齢者テーマパークを作る。	1	1							○	3074J	
			外国人人材受入れの 促進	197	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても 介護職員となれるようにする。	1	0							○	1033B*	
			福祉有償運送の規制 緩和	198	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域(所在市 町村)にあることを要するという規制の緩和。	1	1				○				3099J	
			介護サービス事業所 等の指定	199	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることが できるようにし、地域事業者を優先指定する。	1	1				○				3105J	
Z そ の 他	そ の 他	そ の 他	介護サービス事業所 等の指定基準	242	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基 準を条例で定めるようにする。	1	1						○	1227J		
			介護サービス指定基 準等緩和	200	過疎地域等において、ヘルパー人数などの指定基準や 介護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	1	1							○	4019J	
			ガソリン税	201	ガソリン税(道路税)は、道内にはあまり使用していない。	1	1								○	1048Z
			旅券	202	旅券申請などの発券業務。	1	1								○	1050Z
			道路の維持管理	203	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	1	1								○	1054Z
			少年犯罪法の見直し	204	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	1	1								○	1062Z

<集計>

区分	提案数(重複含む)	項目数(NO.)	特区提案として検討すべきもの				特区提案によらずに対処可能なもの						
			提案数	aの内訳			提案数	bの内訳					
				A	a	第3回答 申に向け 検討		B	国の専掌：現行法令	現行施策	その他		
	A+B	a+b											
当初分	248 (288)	204 (NO. 1～NO.204)	106	65	13	17	35	142	139	10	37	35	57
追加分	40 (40)	38 (NO.205～NO.242)	28	26	4	10	12	12	12	2	6	0	4
合計	288 (328)	242 (NO. 1～NO.242)	134	91	17	27	47	154	151	12	43	35	61

「産業・雇用」＜運輸関連＞

小分類	細分類	概要	要	提案者 重複 除く	事業関係等の整理	実現するために考えられる 手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	備考 番号
その他	(大分類：D) 経済振興対策 222 路線バスの経営改革のた め、マイカーバスやワンボ ックスカーを利用できるよ うにする。	二 中分類：その他 路線バスの経営改革のた め、マイカーバスやワンボ ックスカーを利用できるよ うにする。		1	1	・ 一般的に言われる「路線バス」は、道路運送法第33条に基づき「一 般乗合旅客自動車運送事業」の許可が必要。旅客自動車運送事業の申請に対する処分の 許可は、一般乗合旅客自動車運送事業の申請に定められているが、 ・ 処理方針により、乗車人員は11人以上と定められているが、 ・ 地域の事情に応じて事業計画及び運行計画の運行に必要な輸送 力を明らかに確保されることが認められる場合（地域公共交通会議 の協議結果に基づき場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する 場合等）には、11人未満の乗車人員とすることができ。	【デメリット】 ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に 対する処分の処理方針にない乗客（乗 り降り）を発生させないためのものと認め られる場合については、現行制度におい ても、乗車人員の減少、和が可能な運賃の 設定、輸送需要に自由な車種に 導入等により、急激な乗車需要の増加に対 応できない場合など、乗り降いを発生さ せるおそれがある。 【メリット】 ・ タクシー事業運営の安定化など ・ 【デメリット】 ・ 業界内での競争原理が働かなくなるこ とによる価格上昇など		企） 交通企 画課	12090
	90 需給調整	過当競争で事故が増加する などしているため、地域の 実情に即した需給調整を行 う。		1	1	・ 道路運送法により、一般乗合自動車運送事業は、自動車数等 を記載した事業計画などの申請書を提出し、国土交通大臣の許 可が必要（第4条）。 ・ 車両数の増減は、基本的には事業者の経営判断に委ねられて いるが、特定の地域において供給過剰が輸送需要に比べて著 しく過剰になっており車両の増加により輸送の安全や利便を確 保することが困難となる恐れがある場合などは、大臣が期間を 定めて緊急調整地域として指定し、新規許可や事業計画の変更 （増車）ができない（第8条）。 ・ 平成14年にタクシーの需給調整規制が見直されて以来、車両 数が増加傾向にあり、経営面から厳しい状況にあることから、 事業者からも規制の見直しについて要望が出されている。 ※ 国土交通省で、緊急調整措置について地域実情に応じた弾力 的運用が可能が検討が進められている。 ・ 道路運送法により、自家用貨物自動車（自動車運送事業 者が貨物輸送事業に使用するもの）の車検期間については、新 規登録後初回は2年後、以降は1年毎に行うこととなっている （第61条、第62条）。 ・ 道路運送法により、自動車（原付自転車及び126～250cc 以下のバイクを除く、250cc超バイク（小型自動車）を含む）は、 国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を 受けているものでなければ運行の用に供してはならない（第50 条第1項）。250cc超バイク（小型自動車）の車検期間は、新規登録 後初回は3年後、以降は2年毎に行うこととなっている。 ・ 地方税法により、自動車税は、原則として4月1日現在の所 有者に1年分の税額を課税（第147条、第148条）。	・ 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に 対する処分の処理方針にない乗客（乗 り降り）を発生させないためのものと認め られる場合については、現行制度におい ても、乗車人員の減少、和が可能な運賃の 設定、輸送需要に自由な車種に 導入等により、急激な乗車需要の増加に対 応できない場合など、乗り降いを発生さ せるおそれがある。 【メリット】 ・ タクシー事業運営の安定化など ・ 【デメリット】 ・ 業界内での競争原理が働かなくなるこ とによる価格上昇など		企） 交通企 画課	10790
自営業者 の経営安 定化	80 自家用貨物自 動車の車検延 長期	農業者、漁業者、個人の小 売業者などの経営安定のた め、自家用貨物自動車の車 検期間を延長する。		1	1	・ 道路運送法により、自家用貨物自動車（自動車運送事業 者が貨物輸送事業に使用するもの）の車検期間については、新 規登録後初回は2年後、以降は1年毎に行うこととなっている （第61条、第62条）。 ・ 道路運送法により、自動車（原付自転車及び126～250cc 以下のバイクを除く、250cc超バイク（小型自動車）を含む）は、 国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を 受けているものでなければ運行の用に供してはならない（第50 条第1項）。250cc超バイク（小型自動車）の車検期間は、新規登録 後初回は3年後、以降は2年毎に行うこととなっている。 ・ 地方税法により、自動車税は、原則として4月1日現在の所 有者に1年分の税額を課税（第147条、第148条）。	【メリット】 ・ 事業における経費削減など。 【デメリット】 ・ 車両の安全性に対する不安 【メリット】 ・ 夏季期間のみの運転希望で車両購入を 控えている者の潜在需要の掘り起こしに つながる。 ・ 自動車の使用期間によっては、税負担 が軽減される。 【デメリット】 ・ 行政事務の複雑化及び行政コストが増 加する。 ・ 道税収入（自動車税）の減		企） 交通企 画課	30090
その他	94 自動車等の潜 在需要掘り起 こし	夏期のみ利用したり、重 期に6カ月車検を繰りこす。 在需要掘り起 こす。		2	2	・ 道路運送法により、自家用貨物自動車（自動車運送事業 者が貨物輸送事業に使用するもの）の車検期間については、新 規登録後初回は2年後、以降は1年毎に行うこととなっている （第61条、第62条）。 ・ 道路運送法により、自動車（原付自転車及び126～250cc 以下のバイクを除く、250cc超バイク（小型自動車）を含む）は、 国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を 受けているものでなければ運行の用に供してはならない（第50 条第1項）。250cc超バイク（小型自動車）の車検期間は、新規登録 後初回は3年後、以降は2年毎に行うこととなっている。 ・ 地方税法により、自動車税は、原則として4月1日現在の所 有者に1年分の税額を課税（第147条、第148条）。	【メリット】 ・ 事業における経費削減など。 【デメリット】 ・ 車両の安全性に対する不安 【メリット】 ・ 夏季期間のみの運転希望で車両購入を 控えている者の潜在需要の掘り起こしに つながる。 ・ 自動車の使用期間によっては、税負担 が軽減される。 【デメリット】 ・ 行政事務の複雑化及び行政コストが増 加する。 ・ 道税収入（自動車税）の減		総） 税務課 （企） 地域主 権局参 事	30530 30790

「産業・雇用」 <観光関連>

小分類	細分類	概要	提案数 (重複を除く)	事業関係等の整理	実現するために考えられる手法	摘要	関係 部署	個票 番号
(大分類) 観光客誘致	D 経済振興対策 5 4 カジノの整備	一 中分類：観光振興 外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用の拡大を図る。	4 3	本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組み動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえたい状況にある。 ・ カジノに關し、道では平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・ なお、カジノに係る行為は、刑法第185・186に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案(5次)がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	・ 違法性を阻却する特別法の制定	【メリット】 ・ 経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・ 新たなエンターテインメント産業の創出 ・ 自治体施行による新たな収益金の確保【デメリット】 ・ 暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・ 若少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・ インフラ整備などによる社会的コストの発生	知事政務部参事 観光のくに推進局参事 商業経済課 交際課(総務課)	30470 30500 30710 30742*
2 1 5 カジノの設置 (小樽市へのカジノの誘致)		カジノを設置できるように 小樽市が能力あふれる観光地であり続けるために観光振興策として、カジノの誘致を行う(小樽市に外国人のみが行うことができるカジノを作り、F1などを開催するなどして各県の誘致権を誘致する)	3	(NO. 54に同じ)	(NO. 54に同じ)		知事政務部参事	12130 12350 32030
5 5 民宿・ファームインの活性化		自家製果実酒やしほりたて生乳を提供できるように、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	(自家製果実酒) ・ 酒税法により、酒類に水以外の物品を混和した場合は、新たに酒類を製造したもののみならず(第43、製造免許が必要(第70)となるが、年間製造数量が一定規模以上でなければ免許を受けることができる(第72)で果実酒は年間6k以上)。 (牛乳) ・ 牛乳を含む乳等は、次の理由により、一般食品とは別に省令(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令)を定め、特に厳しい基準が定められている。 ① 栄養価が高い反面、製品内で容易に細菌が増殖 ② 日常生活で大量に消費され、事故発生時は被害が大規模 ③ 乳幼児、病者など抵抗力の弱い人達の栄養補給に用いられている。 ・ 製造基準等は、国が科学的評価のうえ規定 ① 生乳：比重・酸度・細菌数 ② 製造工程：許可施設で一貫してろ過、殺菌、小分け、密栓を実施 ③ 殺菌基準：63℃30分 ④ 保存基準：殺菌後直ちに10℃以下に冷却保存 ⑤ 成分規格：細菌数、大腸菌群、酸度、比重、乳脂肪分、無脂肪固形分など	(自家製果実酒) ・ 酒税法の改正	【メリット】 ・ 観光の振興が図られる。 【デメリット】 ・ 改正内容(小規模でも免許可等)により、では製造者に新たな酒税負担が生じる。 ・ 衛生面での不安。 ・ 非課税とする論議が激しい(税負担の公平性)。 (牛乳) 【メリット】 ・ 観光の振興が図られる。 【デメリット】 ・ 衛生管理が不十分となり、牛乳を原因とした食中毒が発生する可能性がある。 ・ 全国的に食に対する信頼が揺らいでいる中で、食中毒等が発生した場合には、牛乳のみならず生産食品全体への悪影響が懸念される。 ・ 食中毒等が発生した場合、道が提案等をした責任を問われることも想定され、権限と責任は道が持つという相当の覚悟が必要。	企地域主権局参事	30500 30620
2 1 6 酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳の提供		酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	1	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳について、牛乳の製造基準の適用を除外する。	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳について、牛乳の製造基準の適用を除外する。	【メリット】 ・ 観光の振興が図られる。 (食品衛生上のメリットはない) 【デメリット】 ・ 簡易殺菌した牛乳の提供について、現行の法令基準と同等の安全性確保のしくみが確立されなければ、不十分な衛生管理による食中毒の発生や、それに伴う風評被害が懸念される。	保食品衛生課	12320

「産業・雇用」＜観光関連（つづき）＞

小分類	細分類	概 要	提案数	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手段	摘 要	関係 部課	係票 番号
観光業振興	64 自家用車による 旅客共同送迎	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設者の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1	道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可（\$ 4）が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 道路運送法では、自家用車による有償運送を認める制度として、市町村が自ら行う市町村運営有償運送、または、NPO等が行う「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」（\$ 78）が認められており、大臣の登録（\$ 79）が必要。いずれも既存の一般旅客自動車運送事業では必要な旅客輸送の確保が困難な場合に限定して認められるもの。 なお、自家用車による近隣の他のホテルへの送迎を行う場合については、利用客からの運賃及び他のホテルからの送迎に係る委託料等との対価のいずれも受け取らない場合には、無償運送として、現行法規上でも認められるケースがありうることと思われる。	・ 道路運送法の位置づけ ・ 道路運送法の改正	企業 交通企画課	10360	
	65 有料顧客送迎に係る権限移譲	体幹観光事業者が行う有料顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1	道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可（\$ 4）が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 道路運送法に基づき旅客運送事業に係る全ての許可は、国土交通省（窓口は全道8か所の運輸支局）が一元的に行っている。道路運送法により、旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運搬しようとする者は、当該自動車の種類に応じ第2種免許が必要とされる（\$ 86）。なお、第2種免許は、旅客等の安全を確保するため、第一種免許より高度の適性、技能及び知識を必要とし、受験資格も厳しい。さらに、車両区分ごとの死亡事故発生状況や車両の大型化等、免許制度上の事故防止対策を講ずる必要から、平成19年6月には改正道交法が施行され、中型第2種免許が新設された。	・ 【メリット】 自動車の種類に応じた第2種免許を有せず、旅客事業運送が可能となる。 ・ 観光の活性化による本道経済の活性化 【デメリット】 本件の「体幹観光事業者による特定地域での有料顧客送迎」に係る許可のみ道へ移譲した場合には、行政効率の低下が懸念される。 ・ 道に、届出制への移行を検討するとし、許可制度と同等の基準による送迎の安全確保を担保する仕組みを別に整備する必要があると考える。 ・ 旅客の安全性の確保を考慮する。	企業 交通企画課 警備課 交通企画課	40060	

「**産業・雇用**」

小分類	細分類	概要	事業関係等の整理 提出資料 重複除く	実現するために考えられる手法	摘要	関係部署課	個票番号
(本分類：B)	農林水産業の振興	中分類：農業の振興	1				
その他	3-3 自家用貨物自動車、農業者が貨物輸送事業に使用するものの車検期間については、新規登録後初回は2年後、以降は1年毎に行うこととなっている（\$61、\$62）。	意図により使用期間が極めて短い特殊なことから、農業者の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	・道路運送車両法により、自家用貨物自動車（自動車運送事業者が貨物輸送事業に使用するもの）の車検期間については、新規登録後初回は2年後、以降は1年毎に行うこととなっている（\$61、\$62）。	【メリット】 ・事業における経費削減など。 【デメリット】 ・車両の安全性に対する不安	企業地域主権局参事官	10868
(本分類：D)	経済発展対策	中分類：その他	1				
その他	9-8 希望者数が少ない上、理容師希望者の雇用がでられないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	理容師希望者が少なくない。理容業で理容師の雇用に期待できないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	・理容師法及び美容師法により、理（美）容の業は理（美）容師の免許を受けた者が理（美）容所で行うこととされており、理容師が美容の業を行うことはできない（理容師法 \$6、美容師法 \$6）。 ※「構造改革特区の提案」及び「全国で実施すべき規制改革及び民間開放要望」でも同様の提議が国に対してなされているが、実施期としては認められていない。	【メリット】 ・美容所における顔そりなど、今までに無いサービスの提供が可能となり、利用者の利便の拡大が図られる。 【デメリット】 ・美容師は必要とされざる知識や技能に達しているため、両者の垣根が無くなった場合、免許取得を希望する者の急増が短期間内に見込まれる。	保食衛生課	10810

「産業・雇用」 <バイオエネギー関連>

小分類	細分類	概 要	提案数 （除く）	事業関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
(大分類：F 環境保全)	224 バイオ燃料生産業特別地区の指定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようになる。	中分類：環境保全 バイオ燃料生産業特別地区の指定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようになる。	1	1	・ 国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不与一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることになっているが、本提案については対象となっていない。 ・ 既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を著実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等による製造・流通コストの低減など多岐にわたる措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望しており、H20年度から一定の措置がされる予定。 ・ また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 ・ なお、普及促進を進めるためには、投資減税や交付税補填等は効果的な対策と考えるが、加えて安全性の確保や税制面での検討も必要である。 ・ H20年度関係省庁における税制改正予定は次のとおり。 ①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に資する法律（仮称）の制定と併せて、同法の制定を受け、関係事業者が取得するバイオ燃料製造設備（エタノール等）に係る課税標準の特例措置（3年間2分の1軽減）を創設する。 ②エネギー需給構造改善推進設備を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）について、対象設備の見直しを行ったうえで、その適用期間を2年延長する。	【メリット】 ・ バイオ燃料使用促進 ・ 地球温暖化防止 ・ 製造拠点整備等による関連産業振興 ・ 新たな産業創出 【デメリット】 ・ 地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25%分が除かれることとなるため、その分還税収入が減になる。		総務課 環境政策課 経産課 資源エネルギー課	1234F

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【「地域再生」～特区提案として検討すべきもの】

「地域再生」＜交通関連＞

小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	摘要	関係 部課	個票 番号
(大分類：H 地域振興対策) 161 課税の免除 特約の負担解消	2 台目以降の自動車税の免除 除却や国道がない特殊性から 揮発油税の減免を行う。	(複数自動車) ・ 地方税法により、自動車税は、自動車に対し、その所有者に課税 (§145)。 ・ 自動車税は、自動車という財産に課税となる財産課税としての性格や、道路維持費負担金としての性格を有することから、基本的にすべての自動車に課税。 ・ 複数自動車の所有者数は未確認	2		(複数自動車) ・ 地方税法の改正 ・ 北海道税法例第63条の課税免除対象を改正	(複数自動車) 【メリット】 ・ 複数の自動車を有する離島住民の税負担が軽減。 ・ 普通自動車をもとに離島に所有する島民の経済的負担が軽減。 【デメリット】 ・ 離島住民以外の者でやむを得ず複数の自動車を所有する者との税負担の公平性が損なわれる。 ・ 道路収入 (自動車税) の減少 ・ 離島振興地域以外の過疎地域等との整合性 ・ 軽自動車税との整合性 (揮発油税) 【メリット】 ・ ガソリン小売価格の安定による島民の経済的負担が軽減 ・ 自動車用ガソリン以外で揮発油税の課税対象となる工業ガソリンや灯油、ナフサ等の減免による石油化学製品等への影響	総務課 地域支 くり支 参事	2001H 2002H
(大分類：H 地域振興対策) 165 自家用車の車検期間延長 道民に対する優遇措置	自家用車の車検期間延長 3年毎の車検とする。	自動車性能向上や、故障のつと修理して利用する実態から、新車時から3年毎の車検とする。	1	(揮発油税) ・ 離島振興法では、国は、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずることとされている (§19)。 ・ 近年、原油価格の上昇に伴い、ガソリン価格が本土に比べ高騰している状況が続いており、離島住民の生活に影響を及ぼしている。	(揮発油税) ・ 離島振興法の一部改正 (揮発油税の軽減に係る条項追加など)	【デメリット】 ・ 国税の減収 (道路特定財源の減収)	企 地域主 管局参 事	1056H
234 一年車検の一部撤廃	まずは最大積載量2t未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	「自動車検査登録制度」とは、自動車の安全確保と公害防止を図るため、一定期間毎に保安基準に適合しているかを確認し、確認できた車両に対して国土交通省が車両検査証を発行する制度。 ・ 道路運送車両法 §61・§62により ◇ 自家用貨物自動車：初回は2年後、以降1年毎 ◇ 営業用自動車 (軽トラック)：1年毎	1	道路運送車両法により、自家用車の車検期間については、新車登録後初回は3年後、以降は2年毎に行うこととなっている (§61、§62)。 ・ 自動車検査登録の役割は、①民事登録 (所有権の公証等)、②行政登録 (自動車の保有実態把握等)、③保安基準への適合 (構造・装置の定期的チェック等)、④安全確保、公害防止の担保。 ・ 道路運送車両法により、自動車の保守管理責任者はユーザーとなっている (§47)。 ・ 「自動車検査登録制度」は、自動車の安全確保と公害防止を図るため、一定期間毎に保安基準に適合しているかを確認し、確認できた車両に対して国土交通省が車両検査証を発行する制度。	道路運送車両法の改正 (自動車検査証の有効期間を3年とする)	【メリット】 ・ 検査登録に係るユーザーの時間的負担の軽減 (検査に要する費用については、直ちに低廉になるとは言えない)。 【デメリット】 ・ 整備不良車両のチェック機会が減少することによる、道路交通における危険性の増大、公害原因の増加。 【メリット】 ・ 車検費用、手続きの軽減 【デメリット】 ・ 車両の安全性・信頼性に対する懸念	企 交通企 画課	1203H

「地域再生」 <福祉関連>

小分類	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事業関係等の整理	実現するために考えられる 手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	備票 番号
(大分類) 福祉	福祉	中分類: 福祉 旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域(所在市町村)にあることを要するという規制の緩和。	1	道路運送法により、一定の場合を除き、自家用自動車(有償で運送の用に供してはならず) (§78)、自家用有償旅客運送を行う場合には国土交通大臣の登録 (§79) が必要。 登録にあたっては、運送の区域など国土交通大臣省令で定め、登録を申請 (§79-2) しなければならない市町村を単位とする。運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とし、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外とあってはならないとされている (規則 §51-4)。 福祉有償運送 (同法規則 §49Ⅲ) とは、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため、一般旅客が必要である場合、自家用自動車を使用した場合、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために必要な福祉有償運送等に関する協定を行うため、市町村長や知事が主宰する協議会 (同法規則 §51-7)。 介護保険法により、訪問介護等の居宅サービスや施設サービスの指定については、全国一律の要件 (厚生労働省令) により知事が行っており、指定要件に関する知事の裁量権はない (§70①、86①など)。 事業者であるか否かにかかわらず、指定を受けることが可能。 都道府県が指定権限を有する介護サービス事業所の指定基準は、介護保険法により厚生労働省令で定められており、全国統一の基準のもと事業者指定が行われている。	・ 介護保険法の改正(指定要件を都道府県知事が定められるよう)	【デメリット】 ・ 広域分散型の北海道においては、市町村単位を超えた広域的な取組により、運送・リハビリなど住民の安全・安心な暮らしを守ることができ。 【デメリット】 ・ 運営協議会が地方公共団体の主宰とされているのは、福祉有償運送を行うという者が及び利用者団体の実態を把握している者が地方公共団体であるためであり、発地又は着地でない市町村が主宰性の判断を協議会に輸送の必要性や安全性の判断をゆだねることは適当ではない。		保) 福祉課	3099J
199 介護サービス事業所等の指定	介護サービス事業所等の指定	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることとし、地域業者を優先指定する。	1	介護保険法により、訪問介護等の居宅サービスや施設サービスの指定については、全国一律の要件 (厚生労働省令) により知事が行っており、指定要件に関する知事の裁量権はない (§70①、86①など)。 事業者であるか否かにかかわらず、指定を受けることが可能。 都道府県が指定権限を有する介護サービス事業所の指定基準は、介護保険法により厚生労働省令で定められており、全国統一の基準のもと事業者指定が行われている。	・ 介護保険法の改正(指定要件を都道府県知事が定められるよう)	【デメリット】 ・ 住民が事業所を選ぶ際の選択肢が少なくなる可能性がある。 ・ 必要なサービスの提供が困難となる地域が生じる可能性がある。 ・ 競争原理が働かなくなり、サービスの質の向上が図られない可能性がある。 【メリット】 ・ 医療従事者などの人材の確保が困難な地域に配慮した指定基準が設定できる。		保) 介護保険課	3105J
242 介護サービス事業所等の指定基準	介護サービス事業所等の指定基準	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定める。	1	都道府県が指定権限を有する介護サービス事業所の指定基準は、介護保険法により厚生労働省令で定められており、全国統一の基準のもと事業者指定が行われている。	・ 指定要件を都道府県知事が定められるよう 法改正が必要	【デメリット】 ・ 指定基準の緩和(独自報酬の設定)により、全国共通の介護報酬システムが活用不可能となるため、道独自で新たなシステムを開発が必要となり、これらから費用を負担することとなる。 ・ 施設系サービスなどについては職員配置の緩和による医療精度や処遇上の低下等を招かないための対応が必要となる。 ・ 介護サービス及び障害者福祉サービスは、国が定める基準の額が設定されており、利用に際し、その1割を利用者が負担することとなる。従って、国の指定基準に定められた職員配置となっている施設と緩和しても同一の利用者負担となることから、利用者が負担する必要がある。		保) 介護保険課	1227J

「地域再生」＜地方自治関連＞

小分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事業関係等の整理	実現するために考えられる 手法	摘要	関係 部課	提案 番号
基礎自治 体の強化	1 2 3 政令市等の法 定要件緩和	策一 中分類：地方自治の強化 政令市40万、中核市20万な 人口要件の緩和と政令市、中核市、 指定市等の法定要件緩和 市行政の見直し。	2	2 地方自治法により、政令で指定する指定都市及び中核市は、 それぞれ人口50万人以上の市及び30万人以上の市と規定（§252 -19、§252-22）。指定都市については、人口その他の都市として の規模、行政能力等において既存の指定都市と同等の実態を 有するとみられる都市が指定されている。 道内の状況は、現在の人口では、指定要件の緩和により、新 たに指定都市又は中核市の対象となる市はなく、また、また、 れた要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはな い。 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎 自治体のあり方などについて調査審議中であり、大都市制度の あり方についても審議項目とされている。	・ 地方自治法の改正等 【メリット】 ・ 事務権限が強化され、市民の身近で行 政を行うことが可能になり、次のような 効果が期待される。 ・ 市民サービスの向上 ・ 地域特性を活かした施策の展開 ・ 市全体の活性化 【デメリット】 ・ 対象となる市において、事務処理に必 要な専門的知識・技術を備えた組織を整 備する必要がある可能性がある。 ・ 財政措置も含めた制度設計が行われな ければ、市の財政面に影響を与える。	全 市町村 域、主権 局参事	1009H 1042H	
	2 2 5 政令市、中核 市の要件緩和	政令市、中核市の要件を緩 和し多くの市が移行できる ようにする。	1	1 地方自治法により、政令で指定する指定都市（§252-19）及 び中核市（§252-22）は、次のとおり。 ◇ 指定都市 人口50万人以上の市を政令で指定（人口その他の都市としての 規模、行政能力等において既存の指定都市と同等の実態を 有するとみられる都市が指定されている）。 ◇ 中核市 人口30万人以上の市を政令で指定。 道内の状況は、現在の人口では、指定要件を大きく緩和しな ければ、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はなく、ま た、緩和されない。 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎 自治体のあり方などについて調査審議中であり、大都市と都 府県との関係等、1「指定都市、中核市、特別市等の考え方の整 理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。	・ 地方自治法の改正等 【メリット】 ・ 事務権限が強化され、市民の身近で行 政を行うことが可能になり、次のような 効果が期待される。 ・ 市民サービスの向上 ・ 地域特性を活かした施策の展開 ・ 市全体の活性化 【デメリット】 ・ 対象となる市において、事務処理に必 要な専門的知識・技術を備えた組織を整 備する必要がある可能性がある。 ・ 財政措置も含めた制度設計が行われな ければ、市の財政面に影響を与える。	全 市町村 課	1233H	
役割分担 の明確化	1 3 0 負担金制度の 廃止	国が直轄で実施している道 路、河川事業などに対する 地方公共団体の負担金制度 を廃止する。	1	1 地方自治法により、政令で指定する指定都市（§252-19）及 び中核市（§252-22）は、次のとおり。 ◇ 指定都市 人口50万人以上の市を政令で指定（人口その他の都市としての 規模、行政能力等において既存の指定都市と同等の実態を 有するとみられる都市が指定されている）。 ◇ 中核市 人口30万人以上の市を政令で指定。 道内の状況は、現在の人口では、指定要件を大きく緩和しな ければ、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はなく、ま た、緩和されない。 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎 自治体のあり方などについて調査審議中であり、大都市と都 府県との関係等、1「指定都市、中核市、特別市等の考え方の整 理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。	・ 地方自治法の改正等 【メリット】 ・ 地方財政負担の軽減 ・ 補助事業及び地方単独事業の拡充 【デメリット】 ・ 地方負担金相当分、直轄事業量が減少 する懸念	全 計画室 参事	3058H	
	2 2 7 国直轄事業の 維持管理に係 る負担金制度 の廃止	国の直轄事業の維持管理に 係る負担金制度を廃止でき るようにする	1	1 各関係法令における、 維持管理費用に占める 地方公共団体の負担に 関する規定を削除する。 ・ 維持管理水準を低下 させないためには、地 方負担金相当の国費の 追加措置が必要 ・ 制度改正に向け、引 き続き、国に働きかけ る。	・ 地方財政負担の軽減 【デメリット】 ・ 地方負担金の減少相当分の維持管理水 準の低下が懸念される	全 計画室 参事	1217H	
基礎自治 体の強化	2 2 6 道路の管理の 特例	町においても、都道府県の 同意を得て、当該町の区域 内に存する都道府県道の管 理を行うことができるよう にする。	1	1 道路法§17②では、指定市以外の市について、道と協議し、町 同意を得ることにより、道路の管理を行うことができるが、町 村は除外されている。	・ 道路法の改正 【メリット】 ・ 町道と一体となった管理をする事がで きるものと思われる。 【デメリット】 ・ 道路の管理費用を町が負担する事とな るため、それ相応の体制及び予算が必要 になるものと思われる。	道 道路課	3204H	